

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第41号

父母(保護者)の離婚後の子ども(園児)の 養育に関するルール改正について

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士
今西 淳浩

I ntroduction

1 はじめに

親権とは、子どもの利益のために、①子どもの身の回りの世話や教育を行ったり(身上監護)、②子どもの財産を管理したりする権限と義務をいいます。父母の婚姻中は父母の双方が親権者とされており、父母が共同して親権行使することとされています。

これまで、父母が離婚をする場合には、父母のうち一方を親権者と定めることとされていましたが(単独親権)、民法が改正され、令和8年5月24日までに、父母双方を親権者と定めることができます(共同親権)。したがって、改正法施行後は、保護者が離婚した後の園児の親権者が、これまで同様父又は母のいずれかというケースに加え、父母両名というケースが存在することになります。



共同親権

I nfluence

2 共同親権が園に及ぼす影響について

これまで、離婚協議中で父母が別居中に、例えば、子どもを監護している母親が、「父親が子どもを迎えて来ても引き渡さないでくれ。」と園に申し入れるなど、親権者同士の争いが園に持ち込まれることがありましたが、あくまで離婚成立までの限られた期間に生じる問題でした。

ところが、今後は、父母が離婚した後であっても、例えば、

- (I)園児を監護する母親が、運動会などの行事を父親が見学することについて反対している、
 - (II)保護者にサインしてもらう書面(写真等のHP掲載の同意書など)について、離れて暮らす親にもサインしてもらう必要があるのか、
- などの問題が生じる可能性があります。



How should we respond?

3 私見(あくまで私個人の見解です)

上記(I)、(II)のようなケースに園はどう対応すべきでしょうか。

(1)上記(I)のような父母の意向が異なる問題への対応について

現に園児を監護している親の意向を尊重したうえで判断を行うのが無難な対応です。例としては、上記(I)であれば、見学を希望する父親に対し、「監護している〇〇さんから行事への参加は認めないでくださいとの申し入れがありました。親御さん同士で話し合ってください。」と説明し、見学をお断りするなどの対応が考えられます。

(2)上記(II)のような保護者のサインについて

ア 通常保育に関する書類について

日々の生活の中で生じる身上監護に関する行為で、子どもに重大な影響を与えないもの（身上監護に関する日常の行為）については、監護している親が単独で決定することができるとされており、例えば、予防接種や健康診断に関する書類、写真等のHPの掲載に関する同意書など通常の保育に関する書類については、監護している親のサインがあれば、離れて暮らす他方の親のサインがなくても問題ないでしょう。

これに対し、退園に関する書類の場合は、監護している親のサインだけでは問題となる可能性があります。

イ 通常の保育に関する書類であっても監護している親のサインだけでは足りないケースについて

例えば、「他の園児や職員が写っている写真や動画をSNS等に掲載をしません。」という誓約書の提出にあたっては、離れて暮らす他方の親に対しても園のルールの周知し、ルールを守るという約束をしてもらわなければいけませんので、監護している親のサインだけでは不十分です。

このように、通常保育に関する書類であっても、離れて暮らす他方の親のサインが必要な場合があります。ご注意ください。



この号について園でも話し合ってみよう



レーヴ法律事務所

園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一

■弁護士 今西 淳浩

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二

Email: reve.info@reve-law.jp

HP: <https://www.reve-law.jp/>

